



18号

2011年

6月18日

最近の動向と方針確認

ハーグ条約への加盟と関連法案の整備の方針と骨子が閣議了解され、政府はいよいよ国際離婚の場合に引き起こされる、子の引き離し問題を改善する立場を明らかにしました。また、国内においても民法が改定され、離婚後の親子の面会と交流の必要性が、法律に明記されることになりました。

親子ネットの発足から来月で3年を迎えるこの時期に、日本政府が、歴史的に大きな一歩を踏み出したことを、私たちは、これまでの長きにわたる当事者団体の地道な努力の成果として、積極的に受けとめなければなりません。

民法改定やハーグ条約加盟を巡る国会の審議では、今までになく多くの議員たちがこの問題に関して積極的な質疑を展開し、江田五月大臣からも、いくつもの前向きな答弁を引き出すことに成功しています。

このような動きを予見したかのように、3月14日、神戸家裁伊丹支部では、米国在住の父親に対する子どもとの国外面会を義務づける審判が命じられていました。浅見宣義裁判官は、「子供が日本になじんでいる」として男性側の親権を認める訴えを退け、親権を元妻に移すよう命令しましたが、その一方で「父親の生活や文化にも触れた方が子供の可能性を広げる」として、2017年まで毎年、男性と子どもを日本で約2週間、米国で約30日間面会させるよう命じ、ウェブカメラで週1時間、電話で週30分間の交流も義務づけました。

日米で合計6週間の面会と、ウェブカメラや電話での交流という内容は、親権が監護親の単独親権であり、なおかつ親と子の居所が日米に別れていることを考えると、日本国内で命じられた審判としては画期的と言って良いものです。確かに、隔週2泊3日、長期休暇の際には長期の宿泊を伴う面会という、国際標準並みの面会交流を求める私たちの立場からみれば、子どもにとっての面会交流がこれで十分であるかどうかは、慎重な吟味が必要な面もあるでしょう。しかし、隔週2時間だけの面会交流や、長期休暇に年3回日帰りの面会交流、といった審判を受け、それでも弁護士に「成功」報酬を支払わなければならないような状況に苦しんできた私たち日本の当事者の置かれた現状から見れば、羨ましいような内容の面会交流が、義務づけられています。

私たちの要求を実現するための特別法の制定こそ、子どもたちと私たちとの引き離しによる悲劇を解消し、離婚（別居）後の親子の絆を大切に維持し、育んでいくための道筋です。引き離された親子の絆を取り戻すための、片親阻害対策についても視野に入れながら、まずは特別法制定のための1万人署名の獲得と、国会での陳情・宣伝活動、新規会員の拡大、8月の集会・総会の成功など、私たち出来る運動を、確実に進めていきましょう。

（親子ネット代表 河邑肇）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木95 スタジオZ

TEL&FAX 047-342-8287 e-mail : info@oyakonet.org

HP : <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円・会費 2000円 郵便振替 00100-9-565411

加入者名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



ハーグ条約関連国内法整備に関する要望書を提出

親子ネットでは、5月20日の「ハーグ条約批准の閣議了承」を受けて、菅直人総理大臣、江田五月法務大臣、松本剛明外務大臣に宛てて下記の要望書を提出すると共に、マスコミ各社にもその旨をお知らせしました。

「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」の批准に係る国内法整備に関する要望書

平成23年5月20日に、「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」の批准が閣議了承され、この条約の批准に必要な関連国内法が整備されることになりました。そこで、特に喫緊の対応を必要とする返還拒否に係る、連れ去り・引き離しに関連する国内法の整備・見直しについて、親子ネットの意見・要望を發表します。

1. 家庭内暴力（DV）の判断・運用の公正化

条約批准国から子どもを連れ帰った多くの日本人は、DV被害を主張しています。一方、アメリカ合衆国などは、日本に子どもを連れ去った母親にDV被害は認められなかったと何度も公式發表しています。

この見解の違いは、単純に我が国と欧米諸国とのDVの認定範囲と運用ルールの違いによるものです。我が国では、DV防止法の対象に精神的虐待行為を含めているため、DVの範囲が広く、且つ、具体的な影響・被害が不明瞭です。

また、我が国のDV防止法では、警察等の捜査機関による詳細な被害の確認が必要とされていません。そのため、虚偽や夫婦間のちょっとした諍いでも、一方が被害を申し出るだけでDV防止法が適用され、子の連れ去り・引き離しが認められます。

親子ネットにも、DVや虐待を理由に、連れ去り・引き離しを受けている会員が多数存在します。中には、「車で送迎を頼んだら、勤務時間中と言って断られた」「ドライブ中に、運転に集中して話しかけてくれなかった」「出勤時に、子どもにキスをした」等をDVや虐待と言われて、何年も子どもと会えない会員もいます。

勿論、DV防止法は被害者を救うためのもので、真のDV被害者は救済されなければなりません。しかし、上記のような例が一方的にDVと主張され、なんら捜査・検証することなく、「言った者勝ち」で運用されている現状を変える必要があります。警察等の捜査を導入して、DVかどうかの判断を厳密に行い、親権・監護権獲得の手段として安易に悪用されないようにすることが必要不可欠なのです。

2. 連れ去り・引き離しを容認する我が国特有の考え方の見直し

ハーグ条約の批准に反対する意見の中には、「別居時に妻が子どもを連れて実家に身を寄せるのは、我が国特有の風習である」というものがあります。

我が国を始め世界193ヶ国が批准している、国連子どもの権利条約第9条1項は「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する」、同条3項には「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と、子どもが父母の双方から愛情を受ける中で育つ権利を明記しています。

残念ながら我が国では、一方の親の同意なき子どもの連れ去りを罰せず、連れ去りと同時に他方の親に子どもを会わせないケースは極めて多く、「児童の権利条約」に明らかに違反していると言わざるを得ません。

片親との引き離しを受けた子どもは、「戸惑い、混乱し、激しく悩み、場合によっては、うつ状態になったり、チックや脱毛など医学的身体反応を示す」と報告されています。引き離しを受けて成長する子どもは、自己肯定感を持てず、根拠のない葛藤を抱え込んだり、他人との信頼関係を築きにくい傾向があるとも言われます。

片親疎外（Parental Alienation: PA）と呼ばれるこれらの症状は、日弁連子どもの権利委員会が「子どもの虐待防止実務マニュアル」で定義した児童への精神的虐待の諸症状（強い不安や怯え、鬱状態、無感動無反応、強い攻撃性、習癖異常等、日常生活に支障をきたす精神症状）とよく一致するものです。欧米諸国では片方の親と子どもを引き離す行為は、誘拐や虐待として罰せられる場合もあります。

同意なく子どもを連れ去り、親子を引き離す行為は、日本の文化・風習という問題ではなく、子どもにとっても引き離された親にとっても明らかな人権侵害です。我が国でも、親子の引き離しを児童虐待の一つと見なし、引き離し行為を許さない社会へと転換しなければいけないと考えます。

江田五月法務大臣の答弁にもありましたように、私達は我が国の将来を担う子ども達に「両親が離婚しようと、父親と子、母親と子の絆を断たない社会を作らねばならない」のです。それは、国際結婚の子でも、国内での結婚の子でも、なんら変わるものではありません。ハーグ条約批准を契機に、我が国も欧米諸国並みに親子の絆を断たない社会へ進むことを強く望みます。

平成23年5月25日
親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）

どう変わる？民法 どう活かす？私たち

2011年4月28日に衆議院で、そして5月27日に参議院とともに全会一致で可決した民法の一部改正案は、その後6月3日に交付されました。新聞各紙は、「親の虐待から子どもを守るため、親権を最長2年間停止させる新制度を柱とした民法改正案」とし、「改正案では協議離婚後、子どもとの面会交流や養育費について、子どもの利益を優先させると規定した」と報道しました。つまり、離婚後の子の監護に関する事項を定めた民法766条が改正されたというわけです。

では、この766条は実際どのように書き換えられたのでしょうか。改正前後の法文を表に示します。文言からは、第一項に「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明文化されているのが大きな違いでしょうか。

調停や審議を受けられた方の中には、調停員や裁判官の口から、「お子さんの利益を一番に」「お子様の福祉にかなった」といった言葉を聞いたことのある方もいらっしゃるでしょう。今までは裁量の範疇だったものが、法律に明文化されたのは、大きな前進だと考えられます。

では、「子の利益」とは何をさすのでしょうか？ 私自身、調停員から「小さなお子さんはお母さんといるのが最も利益にかなっているから」「会う回数を増やすとお母さんのストレスになって面会交流が長続きしないから」と言われた経験があります。あるいは「子どもが会いたがっていないのだから、会わずが必要がない」という審判を下されたという話も非常によく聞く話です。これが今回の改正案の内容、つまり「子の利益」に相当するのであるとすれば由々しき問題です。

これについて、衆議院本会議に先駆けて行われた衆議院法務委員会で、自民党の馳浩議員が質問され、江田法務大臣が答弁されていました。質疑応答の中で、馳議員が「学問的に離婚後の親子の交流が一般論として子どもの成長にプラスであるのに、それを知らない、認めることができないという親がわが国にはいかに多いか」「子の監護に関して高いストレス状態にある（子の利益を冷静に判断できなくなった）父母の意見に左右されることがなく、何が子の最善の利益かを客観的に家裁が判断することが必要ではないのでしょうか。これも本改正案の一つであると明言していただきたい。」と問うと、江田法務大臣は「（父母が高いストレス状態であったとしても）親と子というのは大切な関係ですから、面会交流を子の利益のため、子の福祉のため是非実現するように努力をしようということが家庭裁判所の調停、審判における方向だとこの法律は示している。」と家裁への理解を求め

ました。

江田大臣は同じ答弁の中で、現行法律の「その他監護について必要な事項は、その協議で定める」の中にはその意図が含まれているものと考えているが、今回はそれを明文化することで、「条項のここに書いてありますよ」と指し示せるようにしたと話していました。つまりこれらの答弁でわかるように、日本は離婚（別居）後も親と子の交流は必要なことである、という態度を明確にしたわけです。

また、「子の福祉」については、「引き離し」は子の利益に対して著しく阻害するとして、監護親の決定について考慮されるべきとの答弁もありました。今回の民法改正案には、この部分について明記されることはありませんでしたが、今後、私たちが家裁の現場で真の意味で「子の利益」について問質することは意義があるように思います。

そもそも今回の民法改正は、児童虐待という切り口からメスが入った改正のため、私たちが求め続けてきた、連れ去りを禁止する文言も、引き離しをした際の罰則も示されてはいませんし、子どものいる夫婦の離婚に関して、親教育プログラムや養育計画書の義務付けもありません。つまり、私たちの要望がすべて盛り込まれた内容とは言えません。これらの足りない部分については、引き続き特別法の制定を求めて活動を続けていくしかありません。

特別法を求める活動を進めると同時に、今なすべき大切なことは、「今回の民法改正では、どうせ何も変わらないよ」とあきらめるのではなく、このささやかではあるかもしれない変化を大きな潮流に変えてゆく、地道な努力と強い決意が必要なのだと思います。

一国の法務大臣が、離婚後の面会交流は原則であり、子の福祉に適うのだということ、そして離婚後も親子の絆を絶たない社会を作っていくべきだと発言されたことは大きく、この民法改正の運用如何によっては、これからの日本における離婚後の親子関係についての意識改革の第一歩になり得ると考えられます。

今回の改正民法がはやく施行され、江田大臣や最高裁家庭局長が答弁されたように、各家庭裁判所がこの法改正を誠実に受け止めて、一刻も早く現場での裁量に反映されることを、まずは強く希望しています。

そして、引き続き、特別法の制定を目指し、活動の歩みを進めて参りましょう！

（オオタニ）

改 正 前	改 正 後
1. 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。 2. 子の利益のため必要があると認めるときは家庭裁判所は子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。 3. 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更は生じない。	1. 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。 2. 前項の協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同事項を定める。 3. 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。 4. 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更は生じない。

「ハーグ条約」ノムコウ

当事者の皆様であれば、国際離婚でなくとも、日本も早期に批准すべきであると訴え、行く末を見守り続けてこられたでありましょう「ハーグ条約」（国際的な子の奪取の民事面に関する条約、「引き離し16号」にて解説あり）について、菅内閣は、ついに、5月20日、加盟を閣議了解しました。

私の好きな歌に「夜空ノムコウ」という曲がありますが、その歌詞に「あの頃の未来に僕は立っているのかな？」というフレーズがあります。

私が子どもと引き離され、ハーグ条約の存在を知ったのは2003年でしたが、はたして今回の「ハーグ条約加盟」表明は、その2003年の頃に私が思い描いた未来なののでしょうか？ 皆様にとってはいかがでしょうか？ おそらくその答えは共通で、危惧・懸念事項が拭いきれず釈然としないままの加盟表明だと思います。

ではなぜ、何がそれほど危惧・懸念されるのか、それを私なりに考え詰めていくと、結局のところ日本人同士で結婚し、国内で連れ去りや引き離しをされるケースと同様で、問題になるのは「子の福祉、子の最善の利益」をどう捉えるかということに尽きるのではないかと思うのです。

日本のハーグ条約加盟に当たっては、長きに渡り、賛成派对反対派間で「子の福祉」論争が続いてきました。賛成派は、「大人の都合で、子どもが父母双方と自由に面会できない事態は解消すべきだ。また、親権や面会権など子の養育に関する問題は、子が育った国で判断するのが望ましい」との考えに基づき、ハーグ条約加盟に賛成です。一方、反対派は、「家庭内暴力を理由に子を連れて帰国した日本人親が、子を返還する義務を負う事態も想定され、子の福祉を害する恐れがある」としてハーグ条約加盟に反対してきました。

すでにハーグ条約に加盟している諸外国では、離婚後の親子交流は、子の健やかな成長に必要であり、子の最善の利益に適うとされてきました。この考えに私も賛成です。今回の民法改正において、日本もその姿勢を示しています。(3P参照)

一方で、「会わせないのが子の最善の利益」と主張する意見は、私は理解ができません。これは私が引き離された親だから抱く感情ではありません。実際には失敗に終わりましたが、私は子どもの奪還を試みたことがあります。もしあの時成功して、無事に子どもを連れて一旦は帰国できていたとしても、私は、父親のことも大好きな子どものままに育て、父親側の家族からも愛され、自由に行き来ができる環境を子どもに与えるつもりでいました。そうすることで、離婚は子どもには何の責任もないこと、何があっても自分は両親から愛されていることを伝えたかったのです。それこそが、離婚や家庭崩壊という一大事の最中で、とにかく置き去りにされがちな子どもの心情に添うということであり、子の最善の利益だと思うのです。面会交流を

頑なに拒否する親はしばしば、「子どもが嫌がっている」ことを理由にしますが、そこまで嫌がる子に育てたのは誰ですか？と問いたくなります。

私がアートセラピーを勉強し始めた時、先生がこんなことをおっしゃいました。「その人が描く絵には深層心理が表れます。人は成長の過程で、主に親、そして、その他の家族や先生や友だちなどの影響を受けて人間形成していきませんが、心の偽り方や、自分をよく見せる方法も親などから自然に習得するので、その人が表出する言動は時に深層心理とは別のものになります。でも、誰も絵の中で偽ったりよく見せる方法は教えてはくれません。だから、絵には深層心理がそのまま表れるのです」と。

この話からも分かるように、子どもは、よくも悪くも多大な親の影響を受けながら成長し、人間形成をしていきます。健全な環境ならば、父親と母親は、まったく違う影響を子どもに与えることができ、国際結婚の場合はさらに豊かな影響(英語ではこれを“stimulation=刺激”という単語で表現します)を与えることができます。そう考えると、片方の親が、もう片方の親の存在を奪ったり、蔑んだりすることは、子どもの様々な機会を奪うことで、子どもの人権を蔑視していることになります。表面では「会いたくない」と言う子どもでも、きっとその子がアートセラピー手法で描く絵には、一緒にいない親を悪く言われて辛かった思いや、会いたいという深層心理が表れるのではないかと思います。

ハーグ条約加盟に反対派の方々には、家庭内暴力があったケースを心配されていると前述しましたが、アメリカなどでは、過去に配偶者間のDVや子への暴力があった場合にも、加害者は刑事罰を受けるなど一旦厳しく罰せられますが、更生プログラムの回復の段階で徐々に監視付きなどで子どもに会い、親としての真の愛情について理解を深めたり、子どもに会うことを励みに更生できるケースもあるそうです。また、DVや虐待を理由に現地で離婚裁判を起こした場合は、大抵のケースで、日本へ子どもを連れて帰ることに合意を得られ、大手を振って帰国できていると聞きます。

政府はハーグ条約加盟を決めた以上、国際基準の「子の福祉、子の最善の利益」を実践しなければならないと思います。そしてそれは、日本人同士の結婚によって生まれた子にも同様に配慮されるべきです。

-夜空のむこうにはもう明日が待っている-

ハーグ条約の向こうには、国際離婚で別れゆくすべての親たちが、人生で最悪の事態にありながらも、子の最善の利益が何なのかを最優先にきちんと話し合える、そんな世の中が待っていますように…。

(鈴木裕子)

保育サポート事業を興して

私は2年半前に元妻と義父母による連れ去り別居を経験しました。その約1年後に親子ネットに入会し、皆さんと力をあわせて活動をしてまいりました。2月に家裁裁判上の和解離婚を行い、高葛藤の中、隔週2泊で親子交流を続けています。(5歳長女・3歳長男)

また、15年ほど前から、日本コダーイ協会の事務局として、活動をしていますので、それらをあわせてご紹介したいと思います。

コダーイは作曲家、民俗学者、教育者として有名なハンガリー人です。日本でも、子どもの健全な発育を願って、日本独自の民族のアイデンティティを育むための活動をしています。

NPO法人は、これに伴う音楽の繋がりから、子ども家庭支援センターの副所長を経験した方、障害児の親として執筆活動をしている方、保育士をしている方、あるいは障害児をもつ普通の会社員達を中心に、子どもたちが豊かに成長していける社会を目指して、平成22年9月に、「保育支援センター」として設立されたものです。

活動は、子どもたちのために保育の質を保つことを目的とし、保育士さん達を支援するために、講習会の開催や相談を受けるという内容です。

具体的な例をあげると、

(1)保育士さん向け講習会：「現場の保育士さんは、子どもの相手以外にも報告書がたくさん」→実は親、園長、市町村などへの報告は、やりかた一つで効率がよくなります。日々子どもを見て、気付いたことをこのようにメモしておくだけで、結果、子どもの相手をたくさんできるようになります。さらに、同僚の方との意思疎通もやりやすくなっていきます。講習会ではこのようなノウハウを公開しています。

(2)「わらべうた」指導法講習：平安時代から続く日本の伝承文化「わらべうた」を保育士さん達に教えます。子どもたちは、とてもよく遊びながら歌います。仲間と遊ぶことは、お友達の手を握ったり、役割交代したりをしているうちに、音楽、リズムばかりか、空間認識能力、バランス感覚、相手を思いやる心、社会性が育つと言われています。遊び方を保育士さんが覚えれば、あとは繰り返すだけで、自然に子どもたちが大好きなわらべうたで遊ぶようになります。

最近の保育園は、CD、オルガンなどを利用して、子どもが歌えていなくても構わずに音楽を流していますが、本当は、音そのものを大切にすることが日本にはあるのです。わらべうたに積極的な保育園には、オルガンがなくても子どもたちは、とても綺麗な音程で、皆で歌を歌うのです。

子どもたちの成長が、これら環境ばかりでなく、両親からの愛情を十分に受けることが必要であることも、親子ネットの皆さんは、よくおわかりだと思います。ところが、子どもの心を見えなくして引き離しを行う理不尽な出来事、事件が次から次に起こっています。理事達で話しあった結果、法人の活動として、子どもを両親との交流を保つための支援活動も、子どものためという同じ目的であるため、法人の活動に据えることになりました。具体的には、次の活動を行っています。

(1)面会交流サポート：ご両親の了解のもと、お子さんが両親との交流を保てるよう、親子交流受け渡し支援

(2)相談サポート：連れ去り別居初期や、調停、裁判で途方に暮れている段階の方のサポート

(3)裁判所への意見書提出：裁判官向けに、両親との交流の大切さを訴え、十分な親子交流が保たれるよう第三者機関として、具体的に、親子交流実現に向けての方策を提案

(4)和解カウンセリング：裁判外の和解によって、お子さんのために十分な親子交流を約束するようカウンセリング

(5)共同養育計画の策定支援：アメリカの例を参考に、日本向けに受け入れられる内容の共同養育計画を提案し、実行への支援を行うサービス

実質的には、カウンセリングを業務としている2名を中心に、離婚経験者であるスタッフや、引き離され体験のある私が、可能な限りの支援を行っています。

実績は(1)から(3)であり、現在、(4)と(5)の実施へ向けて準備をしています。料金等詳細は、下記のホームページをご覧ください。

[<http://www.hoikusupport.com>]

まだまだ日本では、別居・離婚後の親子交流は進んでおりません。私を含め、日本全国で苦しんでいる、お子さんと十分に会うことの出来ない方の支援を続けながら、人々のこの問題に対する無知が解消し、親子交流のために、別居・離婚後も両親が協力することが必要だという認識が広まっていくことを願っています。(横田明弘)

執筆者紹介：

親子ネット会員、NPO法人保育支援センター副理事長、日本コダーイ協会事務局、会社員



心のキャッチボール

忙しい仕事の部署に変わり、今までの育児と仕事の両立が難しくなり、睡眠時間を削りながら働き続けた結果、軽いうつ状態に陥った私は、このままではだめになると思い精神科を受診しました。その日から、妻は子ども達を実家に連れて戻り、父親と子ども達の引き離しが始まりました。その結果、毎週、土日に子ども達とキャッチボールをしていた生活が一変しました。

調停で面会交流を申し出ても、妻は、約束の公園に子ども達を連れては来ますが、車に鍵をかけ、数センチ窓を開けたり、車から降りてもすぐに子ども達の手を引いて連れ去ってしまったりすることが続き、授業参観では、妻の両親が常に私を見張っていて、私が子ども達に少しでも近づけば、妻やその両親が子ども達の前に立ちはだかりました。子ども達が仲の良かった私と少しでも会話すれば父親と子ども達の絆が回復してしまう恐れがあったためでしょう。そのような環境の中で、子ども達は、校内マラソン大会でも、私の前を通り過ぎる時、顔を背けて走り抜けるようになっていきました。私の心の支えは、引き離しが始まるまで、二人の子ども達としっかりかかわってきたという自負であり、父親と子ども達の引き離しを受けている期間中ずっと、子ども達にどんなに無視されようが、子ども達を信じようと思ひ続けました。

最初の面会交流の審判では、妻が「私は父親に会わせようとしているのだけれど、子ども達が嫌がっているの」と自分の気持ちを子ども達の気持ちにすり替え裁判所に訴えたために、引き離しをしている妻が、子供に会わせようとしている常識的な人物と判断されてしまい、母親付き添いの面会交流という裁定になりました。しかし、母親が付き添えば、子ども達が本当の姿を見せることはできないと思い、面会交流の様子を遠くから撮影したビデオ（子ども達はお父さんのボールの投げ方を見ているのに、その子ども達の手を引いて連れ去る母親の姿が映っていました。）などを証拠提出して、抗告しました。東京高裁の決定では、1回目の面会交流のみ母親が付き添うが、2回目以降は付き添いは許さないという決定でした。

決定が出て、面会交流がスムーズにいくと期待していましたが、その後も、子ども達と長期間会えなかったブランクと妻からの引き渡しの際の抵抗に悩まされることになりました。

初回は母親が付き添った面会交流で、円滑に面会交流を進めるためI弁護士にも付き添っていただきました。子ども達はあった途端に母親にしがみつки、「帰る」と繰り返しましたが、I弁護士が母親と子ども達を離し、父親と子ども達三人だけにしてくれました。二年半ぶりに誰にも邪魔されない、子ども達と私三人だけの時間となりましたが、子ども達は私の話を聞ける状態ではありませんでした。

子ども達との会話こそありませんでしたが、I弁護士の手助けもあり、「気持ちをボールに込めてくれ」とキャッチボールをした瞬間に子ども達は緊張から解き放たれ、笑顔になってボールを私に投げてくれました。しかし、帰り際に母親が、「お父さんと遊ぶと新しい物を買って遊んでくれるから楽しいね」と嫌みな口調で言うと、子ども達は、「楽しくなかった」と答えたのです。笑顔でキャッチボールをしていた子ども達が、「楽しくなかった」と答えることに、母親の強いマインドコントロールを感じましたし、父親と子ども達のキャッチボールを観察していた母親は、子ども達の笑顔を見て危機感を感じたのでしょうか。次の面会交流は、母親の付き添いがなく2時間の面会交流だったので、母親の抵抗が激しくなりました。

2回目は、便利屋さん立会人を頼み、約束の時間に待っていましたが、現れたのは母親だけでした。子ども達は車の中におり、母親は「お父さんと会うのを嫌がっている子ども達を見てください」と言ったのです。T弁護士に至急で確認した上で、私は駐車場の中で毛布を頭からかぶった子ども達を見ました。T弁護士に「母親の車に乗って出かけなさい」とアドバイスを受けたので、車に乗って母親から車のキーを預かろうとすると、子ども達は車から降りてしまいました。その後、母親と話し合いを試みていると、突然母親がその場からいなくなりました。私は、子ども達に「お母さんは約束を守ったよ」と言い、私の車に乗せるとすんなり乗り込んできました。すでに面会時間は1時間しか残っておらず、この日は近くの公園で少し遊んだだけで終わってしまいました。面会後の引き渡しでは、私と立会人は母親から暴言を浴びせられ、便利屋さんからは、次回の立会人を断られてしまいました。

私が、途方に暮れていたとき、T弁護士の仲介で親子ネットのFさんを紹介されました。私は、初めて子ども達と引き離されている私と同じ境遇のFさんとメールや電話で話をしました。Fさんは、快く面会交流の立会人を引き受けてくれました。私は、Fさんと話すことにより、同じ苦しみを持っているのは自分だけではないことを知り、今まで一人で抱え込んで、職場でも親友と呼べる友達以外には話せなかったことをFさんに話しました。FさんとT弁護士が共通なこともあり、面会交流で何かあったら、FさんがT弁護士に連絡をする協力体制も確認し、3回目の面会交流に望んだのです。

私とFさんが待合い場所で待っていると、母親と子ども達がやってきました。母親の後ろからついてきた子ども達を引きとろうとした瞬間、子ども達は違う方向に走って逃げてしまいました。私が一人を捕まえたら、母親はその様子を写真に撮っていました。立会人のFさんが、もう一人の子供を連れてきて、私に預け

てくれました。そしてFさんが、母親を私や子ども達から離してくれました。子ども達は私の車に乗ることを抵抗していましたが、Fさんが、「お母さんは、もういないよ。4時に迎えに来るよ」と言うと、安心して車に乗ってきました。準備しておいた子ども達の好きそうなアニメのDVDを車の中で視聴させながら、野球のできる公園に車を走らせました。子ども達は、アニメに夢中になり、母親の呪縛から解放たれていくのが分かります。この日は、広場で子ども達と3人で野球を楽しみました。子ども達も少しずつ笑顔を見せ、父親とのキャッチボールを楽しんだ様子でした。

私の持ってきたビデオカメラやデジタルカメラにも興味を示して一緒に撮影し、お昼にはショッピングモールで食事をしました。学校での生活についての質問にも答えてくれました。約束の時間に待ち合わせ場所に子ども達を連れて行くと、顔をこわばらせた母親が待っていて、引き渡しの時に多少ごたごたもありましたが、子ども達と3人で5時間近く過ごせたのは一歩前進でした。次回もFさんにサポートをお願いすることにしました。

4回目の面会交流では、前回のように子ども達が走っても道路に飛び出さないようにFさんと二人で道路側をふさぐように待ちました。母親に連れられて約束の時間に現れた子ども達は、私が「野球をしにいこう」と誘うとすんなりついてきました。Fさんに母親と話をしてもらい、私と子ども達は車で出かけました。この日は、野球をする前にホームセンターで軟式のボールを買い、そのボールで野球をしました。ちょうど私の弟も休日だったので、子ども達と4人でキャッチボールをし、その後は私の実家の鯉のぼりを片付けたり、バッティングセンターに行ったりと有意義な7時間を過ごすことができました。子ども達も、「今度は90kmのボールを打つぞ」ととても満足していました。しかし、バッティングセンターからの帰り道、母親が待つ約束の場所に車が近づくとき子ども達の表情はこわばり、私との会話もぎこちなくなっていました。母親もこわばった顔をして子ども達を迎え入れたのです。

5回目の面会交流もFさんに立会人をお願いしました。今回もすんなり引き渡しがいけなく、Fさんには待ち合わせ場所から少し離れた場所にいていただき、立会人抜きの面会交流に移行していこうと考えていました。しかし、前々回と同じように子ども達は、走り出してしまいました。私は、前回の面会交流の実態から、今回は子ども達が走り出すと思わなかったので不意をつかれてすぐに捕まえることができませんでした。子ども達は、鬼ごっこをするかのように笑顔で200mくらい離れた駐車場まで走って行きましたが、行き止まりだったため、捕まえることができました。すると、母親が来て、子ども達の手を掴んでいる私の写真を撮り始めました。Fさんが間に入って撮影を防いでくれましたが、何枚かは撮られてしまいました。Fさんは、母親を私と子ども達から離してくれ、子

ども達も母親の姿が見えなくなると手の力を抜き、私の車までついてきました。母親の前では、父親に抵抗する姿を見せなくてはという子ども達の防衛反応なのでしょう。頑張って逃げたけれど、父親に捕まったという場面を母親に見せること、あるいは、無理矢理に子ども達を連れていく父親の証拠の写真を撮るために父親から逃げるよう言われたのかも知れません。子ども達に確かめることはできませんが、いつか子ども達からこの時のことを話してくれる日が来るでしょう。このような態度をとった子ども達も、車の中でDVDを見ればすぐに母親の呪縛から解放され、笑顔を見せて野球をし、Wiiをすれば跳び上がりながら満面の笑顔で遊んでいます。

お父さんとお母さんの一番大切な宝なんだということを子ども達に分かってもらいたいのので、私は母親の悪口だけは絶対言わないと決めています。私と子ども達の心のキャッチボールはまだ始まったばかりですが、回数を重ねていくことでいつかきっと心の会話に結びついていくと信じて面会交流を続けていきます。いつか、2年半のブランクが埋められたと私と子ども達が思える日まで……。

(桜井 省吾)



「離婚後の共同養育を求める」署名について

すでに、引き離し17号でお知らせいたしましたように、昨年9月の集会アピールを基にしました「離婚後の共同養育を求める」署名は、3月末日の第2次締め切り時点で約6,500筆となり、その後も皆様からのご厚意の成果が積み上げられている状況です。

当初は、6月の国会閉会を睨んで、5月中旬には提出することを目指しておりましたが、3月の大震災とその後の原発事故の対応が国会の中心議題となっている現状から、運営委員会で協議の結果、次期国会に提出することに決定しました。

提出までにいくらかの時間的猶予ができましたので、さらに締め切りを7月末日まで延長して、当初目標の10,000筆を目指すことになりました。

会員の皆さん！ぜひとも、10,000筆の束を国会に提出し、多くの議員の先生方に、当事者の苦しみ、そして市井の声を届けようではありませんか。ご協力をよろしくお願いいたします。

署名送付先：

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95 スタジオZ

勝者なき勝訴 「とんでもDV離婚裁判」 顛末記

5月中旬の夕方、水戸家裁支部において、担当裁判官から「原告から請求放棄の書面が出ました。被告の勝訴です」との宣告があり、3年に及ぶ裁判所を舞台とした私の戦いが幕を閉じました。訴訟放棄という手続きの法定義上は完全勝訴ですが、判決文のない、引き離しの継続だけが残る悲しい終結でした。

結婚当初から依存性が強く、私の勤務時間中でも車での送迎を依頼する電話を掛けてくる、断れば実家へ帰ってしまうという女王様のような妻でしたが、子どもも生まれ、家族3人で平凡な生活を送っていました。それが、平成20年4月6日の夕方に、迎えに来た義母と叔母の車で母娘で家出し、翌日の始業式の日には娘は強制転校させられました。7月からの東京家裁での円満調停、その後には婚費、面交、離婚調停と回数だけが繰り返されましたが、相手方弁護士が要求だけを繰り返し、まったく話し合いになりませんでした。調査官が私たち夫婦と娘の面接を行い、「この夫婦にはDVはない」「面交に何の支障もない」と報告し、試行面接も準備されましたが、うまくいきませんでした。

21年9月に妻から離婚訴訟が提起されましたが、分与と慰謝料の要求額が尋常でない上、引き離されているのは親権・監護権は取れないと判断し、離婚拒否としました。また、訴状に「親権・監護権を求め、面交は認めない」と書かれていましたので、訴訟中の面交は無理と考え、「面交に問題なし」との調査官の報告を確定させるために、面交調停を取り下げました。

21年10月からの裁判は、何が出てくるのか最初こそ緊張しましたが、正に噴飯ものの内容でした。訴状には、「精神的DVの結果、頭痛が酷くてMRIを受診」「子守りを任せたら、娘が病気」等と書かれていましたが、十分な証拠は何一つなく、答弁書で「診断書を提出せよ」と指摘したところ、以後の書面からはこれらの被害内容は一切消え去りました。裁判官に書き直しを命じられ、準備書面で妻側が再度主張したDVは、「ドライブに行く時に、運転に集中して話しかけてくれなかった」「許可なく娘の運動会を見に来た」などでした。お馬鹿じゃないの!?

弁論準備の初期には、訴訟内容に疑問を感じていた様子の裁判官が「日時も限定されていない、被害もない内容で本当に争うのか?」と呆れ顔で質問すると、相手方弁護士が「それを判断するのが裁判官だろ!」「被告には浮気も暴力もないから、細かなことを積み上げるしか方法がない!」と怒鳴って応酬する始末。裁判官は「非暴力行為がDVである基準、さらに離婚有責となる基準を示せ」と要求しましたが、相手方弁護士が出した回答は「身体的暴力と同等の影響を及ぼすもので、軽微なものは除く」という定義だけで、有責基準が明らかになることはありませんでした。

このやり取りで、法的には有責離婚にならないだろうと分かりましたので、その後は「破綻していない」

ことの証明に力を注ぎました。娘が小学校に毎日提出していた日記帳が残されていたので、その内容を拾って家族の平和な生活を証明すると共に、家出後も妻との間で交わっていた1000通を越えるメールの内容を提出しました。第1回期日前夜には「パパと子育てがしたかった。話し合いが出来てそうなればいい」というメールが来ていたことも（不思議としか言いようがありませんが）破綻していない証拠としました。

昨夏頃からは、相手方代理人から「原告が精神病で打ち合わせができない。本人尋問を取りやめにして欲しい」と言った発言が続きましたが、「財産分与の相談は可能」「仕事も子育ても問題ない」という発言に、裁判官から「精神病だと言うなら、子どもの監護が心配である」との意見まで出るようになりました。実際には、明らかな証拠の矛盾が判明し、私が強く指摘していたことなどから、本人尋問と判決を回避するためだったのでしょうか。そして、今年3月の期日には、裁判官から相手方に「取り下げる気はないの?」と引導を渡す発言があり、4月期日で「次回期日を持って訴訟を放棄したい」との申し出となりました。

放棄書を受理して、裁判官は「最初からおかしな話だった」「モラルハラスメントについて勉強してみたが、何か違う。被告の行為には悪意がない」そして「自分の出した裁判の継続もできない精神病と自ら認めているのだから、娘さんの監護者変更を申し立てたらどうか?」と講評してくれました。

「法律の不備」や「裁判所の限界」を言うのは容易いですし、それも事実でしょう。でも、私自身の事例で言えば、弁護士の資質こそが一番の問題ではないかと思います。気障な言い方をすれば、相手方弁護士に法曹人としての倫理観と人間愛があれば、こんな結末にはならなかったでしょう。妻自身が「離婚する気はない」と言い続けた調停期間中に、「DV野郎が待ち伏せする」といった電話を私の職場の総務にまでかけてくるなど嫌がらせを繰り返し、そして離婚訴訟では親権・監護権を求めている妻の精神病を持ち出して訴訟放棄するなど、クライアントの利益の欠片すら考えない、金目当ての悪質な行為と言うしかありません。

完全勝訴でありながら、引き離されたままの私と娘、取り下げとは異なり訴訟記録が全て有効保存されるため、公文書に精神病が生涯明記され続ける妻、家族の中に誰一人勝者がいない不可思議な裁判が終了して、今はとても虚しい気持ちです。

たとえ法律が変わっても、裁判所が変わっても、最後は当事者とそのサポーターとしての弁護士に懸かっているのです。共同養育を目指して「親子新法」を実現させるのは勿論ですが、それだけではなく、弁護士倫理を罰則で縛ることも考えなければいけないと強く感じています。

(印旛一帆)

ずっと会いたかったよ、パパ大好き！

阿部 マリ

今回は2歳児ではなく4歳の女の子です。女性が離婚を決意すると、その気持ちを変えることは難しいといわれます。でも、思いのより強い人が物事を実現する力を持っているのだと、この4歳児に教えられました。家族の危機に、この4歳の女の子がキューピットの役割を果たしたのです。

本件は、夫の浮気をきっかけに妻と4歳の長女、0歳の次女が他府県の実家に戻る形で別居になり、さらに妻は夫のDVを主張し女性センター等に相談、妻の実家も妻をかばい取り付く島もない状態から、4歳の長女の強い想いが家族再生につながったケースです。

夫は、浮気を反省し、なんとかやり直したいと願い、何度も話し合いの機会を持とうとしましたが、妻の両親は会わせることを拒否。しかし、妻とメールでのやりとりはかろうじて可能でした。夫は、ことのほか長女を可愛がっており、メールで妻の了解が得られれば、週に1回程度、電話で長女と話をすることができました。長女が「家に帰りたい」というたび、夫の胸はつぶれそうなくらい苦しくなり、直接会わせて欲しいと懇願するも、妻は「（夫が）帰った後子どもに泣かれて大変だから、私がつらいから」「どうせ離婚するのだからそういう躰をしていく、会わせたくない」と言い、事態はなかなか好転しませんでした。話し合いができないことから、夫は夫婦円満調停を申立て、調停での話し合いに備えていました。

別居から3ヶ月程たったとき、長女がどうしてもパパの家に泊まりたいと言うので、妻がしぶしぶ応じて、長女を夫の暮らす自宅に泊まりで連れていってもよいという話になりました。夫は、長女が自宅に戻れば、妻との話し合いができると考え、急いで円満調停を取り下げました。長女は会うなり「ずっと会いたかったよ、パパ大好き！」と飛びついてきました。夫は胸がいっぱいになり、長女を妻に返したくないという思いを強く持ち、夫の両親に何度も相談しましたが、その結果、長女を巻き込むことはよくない、長女は勘の鋭い子だから、こちらが返したくないと思っていることを悟られると、長女を苦しめることになるのでそれだけは避けようということになりました。

長女との生活が始まってから、夫は毎日長女の幼稚園のお弁当を手作りして妻に写メールで送り、食事も夫自ら栄養のバランスを考えて作り、仕事をし、洗濯や掃除も行いました。その合間に、児童心理学の本、料理の本などを読み、睡眠時間は平均3時間になりましたが、長女との生活はとても充実していました。いよいよ、妻に長女を引き渡す日になりましたが、長女は激しく嫌がり、妻がどのように説得しても長女は全身で拒絶したので、妻はしぶしぶ、長女が自宅に残ることを了承しました。話し合いに応じなかった妻も、長女に会うために自宅に来るようになり、その時には、近所の人や幼稚園の友人が、妻に戻ってくるように説得してくれました。そして別居から6ヶ月後、妻は次女を連れて戻ってきました。

長女の強い思いが、家族を再度結びつけた忘れられない事案です。

(阿部オフィス代表)



